

令和7年11月28日成田市水道事業管理規程第5号

成田市水道事業管理者の所管に係る成田市行政手続等における情報通信  
の技術の利用に関する条例施行規程

水道事業管理者の権限を行う市長の所管に係る成田市行政手続等における情  
報通信の技術の利用に関する条例（平成19年条例第24号）の施行については、成田市行政手續等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則  
(平成19年規則第59号) の例による。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。